



# 茨城県報

第 675 号

令和 7 年 (2025年) 12月25日

木曜日

## 目 次

### 告 示

ページ

●茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例第3条第1項第3号及び第4号の規定に基づき知事が別に定める額の一部改正 (保健政策課) .....	1
●救急告示医療機関の認定 (医療政策課) .....	2
●指定障害児通所支援事業者の指定 (12件) (障害福祉課) .....	2
●指定障害児通所支援事業者の指定更新 (6件) (障害福祉課) .....	5
●指定障害児通所支援事業者の廃止 (4件) (障害福祉課) .....	7
●新たに許可等をする知事許可漁業の制限措置等の公示 (漁政課) .....	8
●茨城県海面における知事許可漁業の許可の基準 (漁政課) .....	18
●建築士法の規定による処分 (建築指導課) .....	18

#### (教 育 委 員 会)

●茨城県指定有形文化財の指定 .....	19
----------------------	----

### 公 告

●製造工場等の敷地の造成に関する工事の完了 (立地整備課) .....	19
●県営土地改良事業計画の変更 (農村計画課) .....	19
●公共測量の実施 (用地課) .....	20
●開発行為の工事完了 (建築指導課) .....	20

#### (教 育 委 員 会)

●博物館の登録 .....	20
●落札者等の公示 .....	21
●入札公告 (6件) .....	21

## 告 示

### 茨城県告示第1182号

平成19年3月27日茨城県告示第397号で告示した茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例第3条第1項第3号及び第4号の規定に基づき知事が別に定める額の一部を次のように改正し、令和8年1月1日から施行する。

令和 7 年 12月25日

茨城県知事 大井川 和彦

表中15の項を16の項とし、8の項から14の項までを1項ずつ繰り下げ、7の項の次に次のように加える。

**茨城県告示第1205号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項に規定する廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和 7 年 12 月 25 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0850300344	あんじん高津	茨城県土浦市中高津二丁目10番10-2	特定非営利活動法人つくば心理支援総合研究所	児童発達支援放課後等デイサービス	令和 7 年 10 月 31 日

**茨城県告示第1206号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第5条第1項に掲げる漁業につき、規則第12条第1項の規定により、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可等を申請すべき期間を次のように定める。

令和 7 年 12 月 25 日

茨城県知事 大井川 和彦

「新たに許可等をする知事許可漁業」の制限措置等の公示

第1－1 小型機船底びき網漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

その他の小型機船底びき網漁業（えび板びき網漁業）

(2) 許可等をすべき船舶等の数

164隻

(3) 船舶の総トン数

2トン以上5トン未満

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下

(5) 操業区域

漁業の許可及び取締り等に関する省令第75条第2項ただし書の農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業、海域及び期間を定める件（令和2年農林水産省告示第2235号）第2の表の第5号の項の上欄に掲げる海域のうち次に掲げる区域を除いた茨城県海面とする。

ア 次の(ア)、(イ)及び(ウ)、(エ)の各2点を結んだ線と最大高潮時海岸線に並行して(イ)、(ウ)の2点を結んだ線とによって囲まれた海域

(ア) 北茨城市天妃山頂上（天妃山に設置された三等三角点）から正東の線と最大高潮時海岸線との交点

(イ) (ア)から正東3,000メートルの点

(ウ) (エ)から正東3,000メートルの点

(エ) 北茨城市中郷町小野矢指92番7に設置した標識から正東の線と最大高潮時海岸線との交点

イ 次の(オ)、(カ)及び(キ)、(ク)の各 2 点を結んだ線と最大高潮時海岸線に並行して(カ)、(キ)の 2 点を結んだ線とによって囲まれた海域

(オ) 高萩市花貫川河口中心点から正東の線と最大高潮時海岸線との交点

(カ) (オ)から正東 3,000 メートルの点

(キ) (ク)から正東 3,000 メートルの点

(ク) 日立市川尻町小貝小貝国有林 256 畔内に設置した標柱から正東の線と最大高潮時海岸線との交点

ウ 次の(ケ)、(コ)、(サ)及び(シ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

(ケ) 日立市日立港第 2 埠頭岸壁に設置した標識

(コ) (ケ)から正東 3,000 メートルの点

(サ) (シ)から正東 3,000 メートルの点

(シ) 日立市日立港第 5 埠頭岸壁に設置した標識

エ 次の(ス)、(セ)、(ソ)、(タ)及び(ス)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域

(ス) ひたちなか市磯崎灯台中心点から正東の線と最大高潮時海岸線との交点

(セ) (ス)から正東 3,000 メートルの点

(ソ) (タ)から正東 3,000 メートルの点

(タ) 東茨城郡大洗町大洗岬灯台中心点から正東の線と最大高潮時海岸線との交点

オ 次の(チ)、(ツ)、(テ)、(ト)及び(チ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域

(チ) 日立市日立港第 2 埠頭岸壁に設置した標識から正東 12,000 メートルの点

(ツ) 日立市日立港第 2 埠頭岸壁に設置した標識から正東 15,000 メートルの点

(テ) ひたちなか市磯崎灯台中心点から正東 10,000 メートルの点

(ト) ひたちなか市磯崎灯台中心点から正東 7,000 メートルの点

#### (6) 漁業時期

ア 総トン数 3 トン未満の船舶にあっては、11月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。

イ 総トン数 3 トン以上 5 トン未満の船舶にあっては、12月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

#### (7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有する者

#### 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年 1 月 5 日から令和 8 年 2 月 5 日まで

#### 3 備考

(1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

(2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

### 第 1 — 2 小型機船底びき網漁業

#### 1 制限措置

##### (1) 漁業種類

その他の小型機船底びき網漁業（自家用餌料板びき網漁業）

##### (2) 許可等をすべき船舶等の数

201 隻

##### (3) 船舶の総トン数

5 トン未満

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下

(5) 操業区域

漁業の許可及び取締り等に関する省令第75条第2項ただし書の農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業、海域及び期間を定める件（令和2年農林水産省告示第2235号）第2の表の第5号の項の上欄に掲げる海域のうち茨城県海面とする。

(6) 漁業時期

ア 総トン数3トン未満の船舶にあっては、1月1日から12月31日までとする。

イ 総トン数3トン以上5トン未満の船舶にあっては、11月1日から翌年6月30日までとする。

ウ 小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業であってえび板びき網漁業の許可を有する総トン数3トン未満の船舶にあっては、7月1日から10月31日までとし、総トン数3トン以上5トン未満の船舶にあっては、4月1日から6月30日まで及び11月1日から11月30日までとする。

(7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年1月5日から令和8年2月5日まで

3 備考

(1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

(2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

### 第1－3 小型機船底びき網漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

手縄第3種漁業（貝まき漁業）

(2) 許可等をすべき船舶等の数

下表のとおり

(3) 船舶の総トン数

5 トン未満

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下

(5) 操業区域

下表のとおり

(6) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域の共同漁業権の組合員行使権者

操業区域	許可等をすべき船舶等の数
茨共第3号共同漁業権の漁場区域	27隻
茨共第5号共同漁業権の漁場区域	0隻
茨共第11号共同漁業権の漁場区域	22隻
茨共第11号・茨共第12号共同漁業権の漁場区域	7隻
茨共第15号共同漁業権の漁場区域	179隻

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年1月5日から令和8年2月5日まで

## 3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。
- (2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

## 第2 あわび漁業

## 1 制限措置

## (1) 漁業種類

あわび漁業

## (2) 許可をすべき漁業者の数

下表のとおり

## (3) 操業区域

下表のとおり

## (4) 漁業時期

6月1日から9月30日まで

## (5) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し、かつ、操業区域に隣接する共同漁業権の漁業権者の同意を有する者

操業区域	許可をすべき漁業者の数
<p>ア 次の(イ)、(ウ)、(エ)及び(オ)の各点を順次に結んだ線と久慈漁港北防波堤とによって囲まれた区域。ただし、茨城港日立港区東防波堤より西側（内側）の区域については防波堤より30メートル以内とする。</p> <p>(ア) 日立市大みか町五丁目55番地に設置した標柱</p> <p>(イ) (ア)から130度（真方位）320メートルの点（久慈漁港北防波堤港外側角付近）</p> <p>(ウ) (イ)から153度50分（真方位）730メートルの点</p> <p>(エ) 茨城港日立港区東防波堤屈曲部頂点</p> <p>(オ) 久慈漁港北防波堤南端</p>	13人
<p>イ 次の(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)及び(カ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>(ア) 大洗岬灯台（東茨城郡大洗町）の中心点</p> <p>(イ) (ア)から28度15分42秒（真方位）1,074.2メートルの点</p> <p>(ウ) (ア)から30度35分（真方位）1,099メートルの点</p> <p>(エ) (ウ)から180度（真方位）1,500メートルの点</p> <p>(オ) 茨城港大洗港区沖防波堤北端</p> <p>(カ) 茨城港大洗港区東防波護岸基部</p>	22人

## 2 許可を申請すべき期間

令和 8 年 1 月 5 日から令和 8 年 2 月 5 日まで

## 3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。
- (2) 当該漁業の許可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

## 第 3 機船船びき網漁業

## 1 制限措置

## (1) 漁業種類

下表のとおり

## (2) 許可等をすべき船舶等の数

下表のとおり

## (3) 船舶の総トン数

下表のとおり

## (4) 推進機関の馬力数

漁船法第 3 条第 1 項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和 57 年 7 月 6 日農林水産省告示第 1091 号）別表の規定による馬力数以下

## (5) 操業区域

茨城県海面

## (6) 漁業時期

下表のとおり

## (7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し、かつ、同一漁業種類につき 2 隻以上の申請を行っていない者。ただし、茨城県に住所を有し、以下のアからウまでのいずれかに該当する者が操業責任者となる場合には、同一漁業種類について 2 隻を上限に申請を認めるものとする。

ア 茨城県知事より漁業士の認定を受けた者

イ 国の制度を活用して漁業研修等を修了した者

ウ 現許可期間中に当該漁業種類の許可を受有していた者

漁業種類	船舶の総トン数	漁業時期	許可等をるべき船舶等の数
しらすひき網漁業	5 トン未満	2 月 11 日から 12 月 31 日まで	224 隻
さよりひき網漁業	1 トン以上 5 トン未満	12 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで	261 隻
おきあみひき網漁業	1 トン以上 15 トン未満	2 月 11 日から 7 月 31 日まで	243 隻

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年 1 月 5 日から令和 8 年 2 月 5 日まで

## 3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。
- (2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

## 第4 さし網漁業

## 1 制限措置

## (1) 漁業種類

流し網漁業

## (2) 許可等をすべき船舶等の数

200隻

## (3) 船舶の総トン数

5 トン未満

## (4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下

## (5) 操業区域

次に掲げる区域を除いた茨城県海面

ア 水深25メートル以浅の区域

イ 茨共第17号共同漁業権漁場区域（同一の漁場を千葉県知事が免許した場合は、その免許番号の共同漁業権漁場区域）

## (6) 漁業時期

4月1日から7月31日まで

## (7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有する者

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年1月5日から令和8年2月5日まで

## 3 備考

(1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

(2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

## 第5 かじき等流し網漁業

## 1 制限措置

## (1) 漁業種類

かじき等流し網漁業

## (2) 許可等をすべき船舶等の数

2隻

## (3) 船舶の総トン数

10トン以上200トン未満

## (4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下

## (5) 操業区域

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）別表第1のかじき等流し網漁業の項の中欄

## 第 4 号に掲げる海域のうち茨城県海面

## (6) 漁業時期

12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

## (7) 漁業を営む者の資格

千葉県に住所を有し、かつ、当該船舶につき千葉県知事による当該漁業の許可を有する者

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年 1 月 5 日から令和 8 年 2 月 5 日まで

## 3 備考

(1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

(2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

## 第 6 固定式さし網漁業

## 1 制限措置

## (1) 漁業種類

固定式さし網漁業

## (2) 許可等をすべき船舶等の数

下表のとおり

## (3) 船舶の総トン数

下表のとおり

## (4) 推進機関の馬力数

漁船法第 3 条第 1 項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和 57 年 7 月 6 日農林水産省告示第 1091 号）別表の規定による馬力数以下

## (5) 操業区域

下表のとおり

## (6) 漁業時期

下表のとおり

## (7) 漁業を営む者の資格

下表のとおり

船舶の 総トン数		操業区域	漁業時期	漁業を 営む者 の資格	許可等を すべき船 舶等の数
甲種 2 トン 未満	茨共第 1 号共同漁業権の漁場区域	12 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで	茨城県に住 所を有し、 かつ、操業 区域の漁業 権者から操 業の同意を 得ている者	15 隻	
				21 隻	
				10 隻	
				6 隻	
				11 隻	
				8 隻	
				4 隻	
				14 隻	

		<p>茨共第12号共同漁業権の漁場区域及び乙種の操業区域のうち旧勝田市と旧那珂湊市の市界から正東線とひたちなか市と大洗町との市町界から正東線との間の海域</p> <p>茨共第13号共同漁業権の漁場区域及び乙種の操業区域のうち旧勝田市と旧那珂湊市の市界から正東線とひたちなか市と大洗町との市町界から正東線との間の海域</p>	<p>漁業権の漁場区域 12月 1 日から翌年 9月 30 日まで</p> <p>乙種の操業区域 6月 10 日から 8 月 31 日まで</p>	11隻
乙種	2 トン以上 15 トン未満	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに茨共第15号、同第16号、同第17号共同漁業権漁場区域（千葉県知事が免許した場合は、その免許番号、共同漁業権漁場区域）及び鹿島港湾区域を除いた海域</p> <p>基点 J 茨城県北茨城市平潟町平潟漁港西防波堤に設置した標識</p> <p>ア 基点 J から348度45分32秒（真方位）115メートルの点</p> <p>イ アから48度33分8秒（真方位）59.5メートルの点</p> <p>ウ イから79度30分（真方位）11,800メートルの点</p> <p>エ 日立市川尻灯台中心点から正東11,000メートルの点</p> <p>オ 会瀬漁港南口防波堤（茨城県日立市会瀬町）に設置した標識（基点第23号）により示された点</p> <p>カ 日立市東金沢町一丁目529番地日立市道路センター敷地内に設置した標柱から正東10,000メートルの点</p> <p>キ 日立市東金沢町一丁目529番地日立市道路センター敷地内に設置した標柱から正東6,000メートルの点</p> <p>ク ひたちなか市磯崎灯台中心点から50度（真方位）6,000メートルの点</p> <p>ケ ひたちなか市磯崎灯台中心点から正東6,000メートルの点</p> <p>コ サから89度10分（真方位）6,000メートルの点</p> <p>サ 東茨城郡大洗町祝町砲台跡に設置した標柱</p>	<p>6月 10 日から 8 月 31 日まで</p>	茨城県に住所を有する者
	2 トン以上 5 トン未満	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに茨共第16号、同第17号共同漁業権漁場区域（千葉県知事が免許した場合は、その免許番号、共同漁業権漁場区域）及び鹿島港湾区域を除いた海域</p> <p>基点 J 茨城県北茨城市平潟町平潟漁港西防波堤に設置した標識</p> <p>ア 基点 J から348度45分32秒（真方位）115メートルの点</p> <p>イ アから48度33分8秒（真方位）59.5メートル</p>		148隻

	<p>の点  ウ イから79度30分(真方位) 11,800メートルの点  エ 日立市川尻灯台中心点から正東11,000メートルの点  オ 会瀬漁港南口防波堤(茨城県日立市会瀬町)に設置した標識(基点第23号)により示された点  カ 日立市東金沢町一丁目529番地日立市道路センター敷地内に設置した標柱から正東10,000メートルの点  キ 日立市東金沢町一丁目529番地日立市道路センター敷地内に設置した標柱から正東6,000メートルの点  ク ひたちなか市磯崎灯台中心点から50度(真方位) 6,000メートルの点  ケ ひたちなか市磯崎灯台中心点から正東6,000メートルの点  コ サから89度10分(真方位) 6,000メートルの点  サ 東茨城郡大洗町祝町砲台跡に設置した標柱 </p>		
--	---	--	--

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年1月5日から令和8年2月5日まで

## 3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。
- (2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるものほか、別に定める取扱方針によることとする。

## 第7せん・かご漁業

### 1 制限措置

#### (1) 漁業種類

下表のとおり

#### (2) 許可等をすべき船舶等の数

下表のとおり

#### (3) 船舶の総トン数

下表のとおり

#### (4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号)別表の規定による馬力数以下

#### (5) 操業区域

下表のとおり

#### (6) 漁業時期

下表のとおり

#### (7) 漁業を営む者の資格

下表のとおり

漁業種類	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可等をすべき船舶等の数	
あなごせん漁業	15トン未満	那珂川以北の漁業権漁場を除く茨城県海面及び茨共第1号共同漁業権の漁場区域	7月1日から10月31日まで	茨城県に住所を有し、かつ、操業区域の漁業権者から操業の同意を得ている者	15隻	
		那珂川以北の漁業権漁場を除く茨城県海面及び茨共第3号・第4号共同漁業権の漁場区域			18隻	
		那珂川以北の漁業権漁場を除く茨城県海面及び茨共第6号共同漁業権の漁場区域			5隻	
		那珂川以北の漁業権漁場を除く茨城県海面及び茨共第7号・第8号共同漁業権の漁場区域			8隻	
		那珂川以北の漁業権漁場を除く茨城県海面及び茨共第10号・第11号共同漁業権の漁場区域			3隻	
		那珂川以北の漁業権漁場を除く茨城県海面及び茨共第9号・第10号・第11号共同漁業権の漁場区域			10隻	
		那珂川以北の漁業権漁場を除く茨城県海面及び茨共第11号・第12号共同漁業権の漁場区域			5隻	
		那珂川以北の漁業権漁場を除く茨城県海面及び茨共第13号共同漁業権の漁場区域			8隻	
		那珂川以北の漁業権漁場を除く茨城県海面		茨城県に住所を有する者	65隻	
沿岸かご漁業		茨城県最大高潮時海岸線に並行して距岸2,000メートルから距岸8,000メートル以内の茨城県海面	7月1日から8月10日まで		149隻	
		茨城県最大高潮時海岸線に並行して距岸8,000メートル以内の区域を除いた茨城県海面			13隻	
たこかご漁業	5トン未満	茨共第1号共同漁業権の漁場区域	11月1日から翌1月31日まで	茨城県に住所を有し、かつ、操業区域の漁業権者から操業の同意を得ている者	9隻	
		茨共第3号共同漁業権の漁場区域			28隻	
		茨共第6号共同漁業権の漁場区域			5隻	
		茨共第7号共同漁業権の漁場区域			9隻	
		茨共第12号共同漁業権の漁場区域			15隻	
		茨共第13号共同漁業権の漁場区域			2隻	

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年1月5日から令和8年2月5日まで

## 3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。
- (2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

**茨城県告示第1207号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する第42条第5項及び茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第12条第5項並びに同規則同条第7項に規定する許可の基準を次のように定める。

令和7年12月25日

茨城県知事 大井川 和彦

**茨城県海面における知事許可漁業の許可の基準****(趣旨)**

第1条 漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する第42条第5項及び茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第12条第5項並びに同規則同条第7項に規定する許可の基準については、この基準の定めるところによる。

**(許可の基準)**

第2条 漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき船舶等又は漁業者の数が、法第58条において読み替えて準用する法第42条第1項及び規則第12条第1項の規定により公示した許可等をすべき船舶等又は漁業者の数を超える場合においては、次の優先順位に従って、許可等をする者を定めるものとする。

**(1) 次のいずれにも該当する者が申請した場合**

ア 許可等を受けた者が、その許可等の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合（船舶ごとに許可する漁業にあたっては、許可を受けた船舶と同一の船舶又はその代船により申請した場合）

イ 許可等を受けた者であって、その許可等の有効期間中、操業の実績がある者（やむを得ない理由により休業していた場合や、対象資源の状況等により操業しなかった場合はその限りではない。）

**(2) 許可を受けた者の従事者が、新たに自己の名において申請した場合****(3) 1年に90日以上茨城県海面において漁業を営む者が申請した場合****(4) 1年に90日以上茨城県海面において漁業に従事する者が申請した場合****(5) 第1号から第4号までのいずれにも該当しない場合**

2 前項の規定により許可等をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可等をする者を定めるものとする。

**茨城県告示第1208号**

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第26条第2項の規定による処分をしたので、同条第4項において準用する法第10条第5項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年12月25日

茨城県知事 大井川 和彦

**1 監督処分をした年月日 令和7年12月22日****2 処分を受けた建築士事務所**

名 称 B e ハウス・アクト二級建築士事務所

所 在 地 茨城県守谷市けやき台一丁目3番地5

開 設 者 株式会社B e ハウス 代表取締役 飯田 高

建築士事務所の別 二級建築士事務所

登 録 番 号 茨城県知事登録第B 5317号